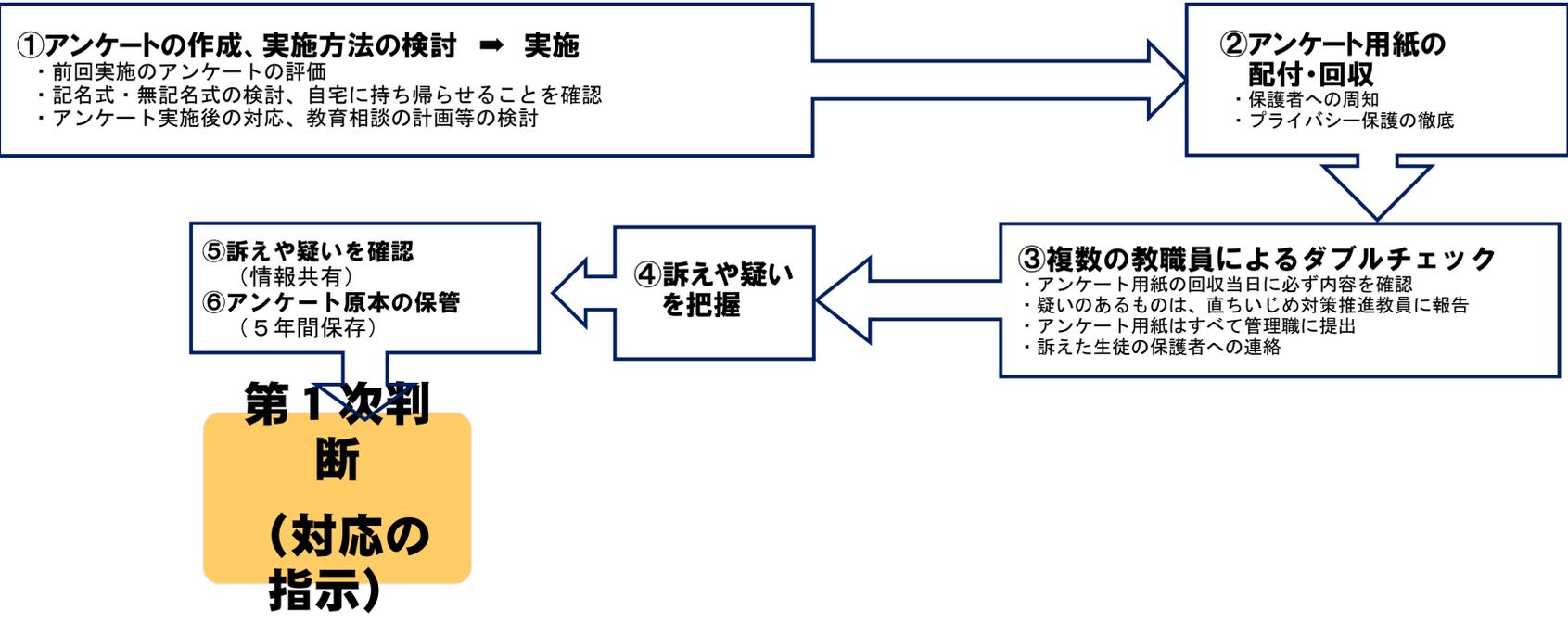


ケース別いじめ認知等対応マニュアル

1 アンケート調査による発見

いじめ対策委員会	校長	教頭	いじめ対策推進教員	学年主任	学級担任	副任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
----------	----	----	-----------	------	------	----	----------------------	------	-----

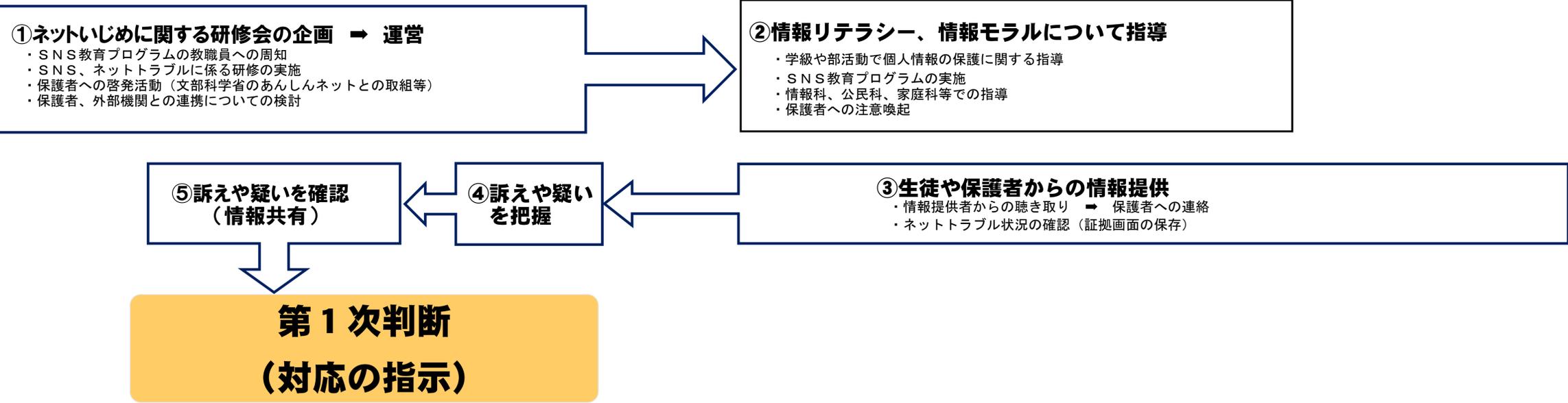
未然防止
早期発見
事案対処



2 ネットいじめの訴えや情報提供

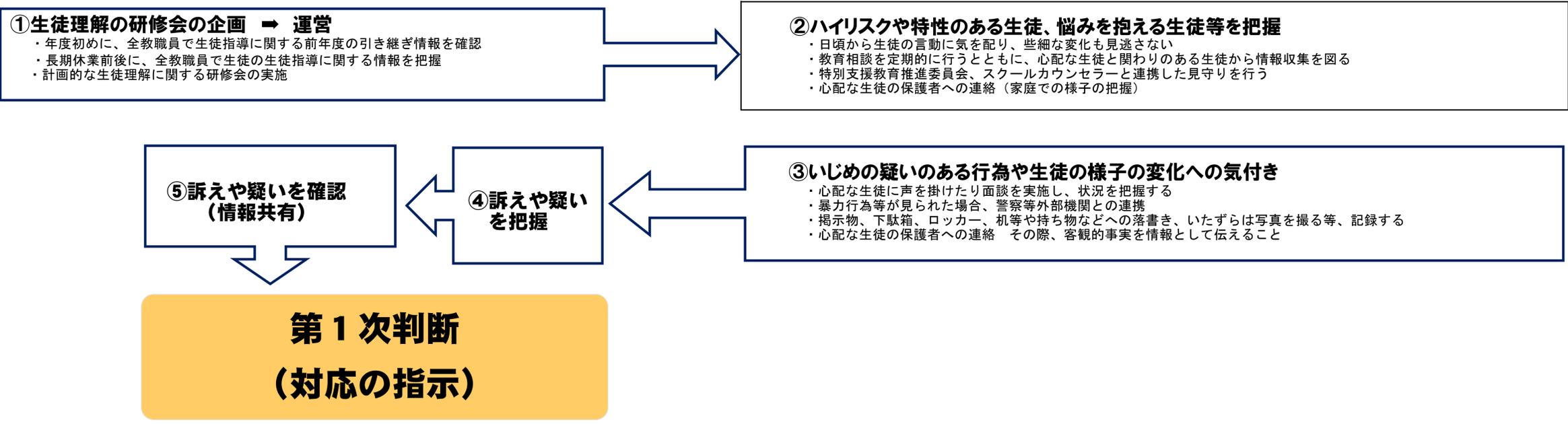
いじめ対策委員会	校長	教頭	いじめ対策推進教員	学年主任	学級担任	副任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
----------	----	----	-----------	------	------	----	----------------------	------	-----

未然防止
早期発見
事案対処



3 教職員の観察等による発見

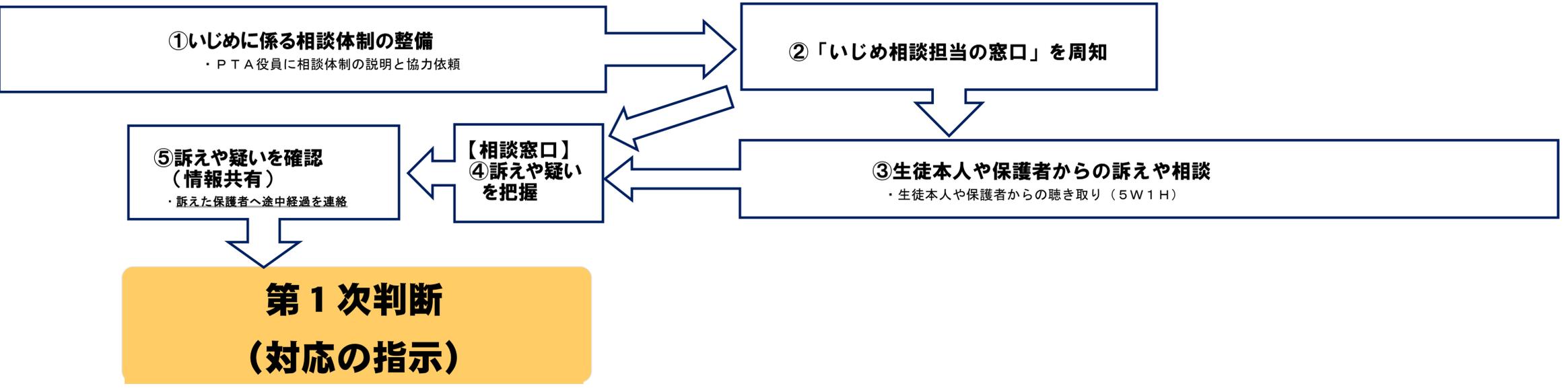
いじめ対策委員会	校長	教頭	いじめ対策推進教員	学年主任	学級担任	副任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
----------	----	----	-----------	------	------	----	----------------------	------	-----



未然防止
早期発見
事案処理

4 本人・保護者からの訴えや相談

学校いじめ対策組織	校長	教頭	いじめ対策推進教員	学年主任	学級担任	副任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
-----------	----	----	-----------	------	------	----	----------------------	------	-----



未然防止
早期発見
事案対処

「第1次判断」後の共通対応

いじめ対策委員会	校長	教頭	いじめ対策推進教員	学年主任	学級担任	副任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
----------	----	----	-----------	------	------	----	----------------------	------	-----

第1次判断 (対応の指示)

いじめ対策委員会 会議の開催

- いじめ対策推進教員が会議資料を準備
→ 「生徒指導記録」の活用
- いじめの「認知」および「重大事態」の組織判断
→ ① 県教育委員会（生徒指導課）への速報・報告
② 調査組織を設置
③ 基本調査の実施
- 対応の検討（支援・指導体制と方針、SCやSSW、スクールロイヤー、警察等の外部機関等との連携など）
- 対応状況（生徒や保護者の状況）の確認
- 対応（指導・支援）の検証、修正
→ 対応を修正した場合は、内容を全教職員に周知

方針の決定

- いじめ対策委員会の開催の判断、招集指示
- 生徒・保護者への初期対応の指示
- いじめの認知（第1次判断の確認）

被害と加害、関係生徒からの 聴取内容の照合確認（事実確認）

- いじめ対策推進教員による聴取記録の整理・集約
- 聴取した情報をその都度集約し、照合確認
- 再聴取の判断、正確な事実の確認、実態の把握

教職員の情報共有

- 被害・加害生徒に深くかかわる教職員への周知
(教科担任・部活顧問への見守り・情報提供依頼)
- 全教職員への事案と対応状況の周知

【関係機関連携】

- ★ 暴力、恐喝、窃盗などの犯罪が疑われるものは躊躇なく警察と連携
- ★ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの活用
- ★ PTA役員への説明、PTAへの協力依頼

被害を訴えた生徒からの聴き取り

- ☆ 聴き取りの初めに「必ず守り抜く」ことを伝え、安心して相談できるようにする
- ☆ 被害生徒の話にうなずくなど共感的に聴き、立場や心情を理解する
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する → 「生徒指導対応記録」の活用
- ☆ 「よく話してくれた」「あなたは悪くない」等、勇気を認めて、自信を取り戻せるよう言葉掛けをする
- ☆ 聴き取りの最後に「いつでも相談にのるよ」「今日のことについて、また一緒に話をしよう」と見守り続けるメッセージを伝える

被害を訴えた生徒の保護者への連絡

- ・ 生徒への対応当日に、事実を説明し見守りを依頼
- ・ 途中経過を含め、丁寧に学校の対応を説明

加害と疑われる生徒からの聴き取り（対象生徒が複数の場合は、個別に同時に）

- ☆ 聴き取りの初めは「いじめ」という言葉を用いずに、中立的な立場
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する → 「生徒指導対応記録」の活用
- ☆ いじめに至る背景や心情を理解する（ただし、自身の加害行為の正当化や責任転嫁を認めない）
- ☆ 「あの時どうすればよかったのか」「今後はどうするのか」を問い、心情を理解したうえでいじめが繰り返されないようにする

関係生徒（観衆や傍観者）からの聴き取り

- ☆ 聴き取りの初めに、秘密は守ることを伝える
- ☆ 観衆や傍観者であったことを責めず、事実を話すことは人（被害・加害生徒）を救う行為であることを伝える
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する → 「生徒指導対応記録」の活用
- ☆ 観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解しつつ、自身の言動や態度を考えさせ、いじめを許さない気持ちをもたせる

加害と疑われる生徒の保護者への連絡

- ・ 正確な事実を説明し、学校の指導に協力を依頼
- ・ 特別な指導を要する場合には、来校いただき説明

関係生徒の保護者への連絡

- ・ 事実を説明し、学校の指導に協力を依頼

全教職員によるいじめ対応

- ・ 再発防止に向けて、全教職員への見守りと情報提供の依頼
- ・ 必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員を拡大し、随時招集・開催
- 被害者支援、加害者指導の検証・修正**
- ・ 定期的に「いじめ対策委員会」を開催し、対応状況の報告を受け、確認

いじめに係る生徒・保護者対応

- ・ 生徒の心情や内面を理解したうえで、解消に向けて保護者と協力し継続指導と観察
- ・ 生徒や保護者の状況をいじめ対策推進教員に報告
- ・ 定期的なアンケートや面談を実施し、状況を把握
- ・ 再発防止の取組（生徒の内面化を図る取組）

解消の判断

- ★ 被害生徒に対する心理的・物理的影響を与えていない状態が3か月続くまで継続
- ★ 被害生徒が苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に面談等により確認する）

継続的な見守り

- ・ 定期的なアンケートや面談を実施し、状況を把握
- ・ 再発防止の取組（生徒の内面化を図る取組）
- ・ 家庭での見守りの依頼、被害生徒の様子を把握